

予算項目	管渠費 委託料
委託番号	第 20 号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和4年度	作 成 年 月 日	令和 3年 12月 23日	履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
委 託 名	北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託				契約者
委託場所	寺内油田三丁目地内ほか 計60箇所				
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		北部地区 汚水ポンプ施設	57 箇所
	業 務 価 格		雨水ポンプ施設	2 箇所
	消費税等相当額		合流ポンプ施設	1 箇所
	業 務 委 託 費		計	60 箇所
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

内 訳 書

第 1 号

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費（北部）								
	マンホールポンプ場							
		直接業務費						
			保守点検業務費	式	1			第 1 号明細書
			その他の業務費	式	1			第 2 号明細書
		直接経費		式	1			第 3 号明細書
		技術経費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業務原価							
		諸経費		式	1			
	業務価格							
	消費税等相当額			式	1			
業務委託費 計								

第 1 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保守点検業務費（北部）						
保守点検業務						
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
小 計						
端数処理		1	式			千円未満切捨てのため
計						

第 2 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
その他の業務費（北部）						
その他の業務						
業務統括責任者			人			
副統括			人			
主任			人			
技術員			人			
技能員			人			
その他			人			
小 計						
交通誘導警備員B			人			
端数処理		1	式			千円未満切捨てのため
計						

第 3 号 明 細 書

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接経費（北部）						
率計上費		1	式			直接業務費×率
小 計						
積上げ積算						
クレーン付トラック	2 t車 2.9 t吊り		台			
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 16 t吊り		台			
小 計						
端数処理		1	式			千円未満切捨てのため
計						

秋田市マンホールポンプ施設保守点検業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「委託者」という。）が設置した下水道マンホールポンプ施設（以下「施設」という。）における保守点検業務（以下「業務」という。）の適正な実施について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 履行場所

秋田市北部地区 60箇所（別表を参照）

3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 業務統括責任者

受託者は、業務統括責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を委託者に書面により通知すること。なお、この者を変更したときも同様とする。

(1) 業務統括責任者の職務は、次のとおりとする。

ア 業務従事者の指揮監督、指導を行うこと。

イ 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理において、その責任者として関係法令を遵守すること。

ウ 契約書、仕様書およびその他の関係書類により、業務目的および業務内容を十分に把握、理解して、効率的な業務の履行と技術の向上、発注者の負担とする経費の縮減に努めること。

エ 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

オ 災害防止等のため必要があると認めるときは、適切な措置をとり、発注者に直ちに通知すること。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者と協議すること。ただし、緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

5 有資格者の確保

受託者は、業務を円滑に履行するため、下記の資格および技能を有する者を配置し、書類により委託者に報告すること。

(1) 配置しなければならない資格・技能を有する者

- ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 配置することが望ましい資格・技能を有する者
- ア 電気工事士（第一種、第二種、認定）
 - イ 機械保全技能士（特級、1級、2級、3級）
 - ウ 安全衛生推進者
- (3) その他業務履行に必要な法定資格者

6 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

7 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、労働基準法、道路法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等およびこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

- (1) 適用を受ける諸法令等に改定等があった場合は最新のものを使用すること。

第2章 業務の内容

1 提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出すること。

なお、提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

(1) 業務の契約を締結後、履行期間開始前に提出するもの

- ア 業務実施計画書
- イ 業務統括責任者選任報告書
- ウ 資格取得者配置報告書

(2) 毎月提出するもの

- ア 点検報告書（日常点検）

(3) 業務を履行した後、速やかに提出するもの

- ア 点検報告書（定期点検）
- イ 作業写真（定期点検）

(4) 契約書に定める支払い区分（半期）ごとに提出するもの

- ア 業務(完了・一部完了) 報告書

(5) 異常等対応報告書

(6) その他、委託者が指示するもの

2 施設の概要

施設の概要および位置は、別紙配置図および別表ポンプ施設概要のとおりとする。

3 業務の範囲

(1) 委託する業務の範囲は、原則として、本仕様書に定める日常点検業務、定期点検業務、異常時の措置および業務に関連する書類作成等の事務とする。

(2) 受託者は、施設の全体構成、フロー並びに機器の種類および能力等を把握し、施設が十分な機能を発揮するよう管理すること。

(3) 受託者は、施設の維持管理等に関する調査や書類の作成について、委託者に協力すること。

4 日常点検業務

受託者は、日常点検業務として次の点検および作業を行い、その良否を判定して書面により報告すること。なお、否判定の事項については、その概要を特記事項として記載すること。

(1) 数値を測定する項目

- ア 受電電圧 (計器がある場合のみ)

- イ ポンプの運転時間 (計器がある場合のみ)
- ウ ポンプの運転回数 (計器がある場合のみ)
- エ ポンプの運転電流値 (計器がある場合のみ)
- オ ポンプの絶縁抵抗値 (絶縁抵抗計で測定)
- カ 積算電力量計の読み

(2) マンホール部の点検項目

- ア ふたの開閉状態・損傷状態
- イ 内部の異物、浮遊物の堆積状況
- ウ 浮遊流入物の除去
- エ 槽内配管、ガイドパイプの外観状態
- オ 動力、制御ケーブルの状態
- カ 流入バツフルの状態
- キ マンホール接続部の状態

(3) ポンプおよび水位制御機器の点検項目

- ア 運転時のポンプ、逆止弁の状態
- イ ポンプの吐出水量
- ウ ポンプ吊り上げチェーンの状態
- エ 水位制御機器の設置状態
- オ 水位制御機器の動作状況
- カ 水位制御機器の異物除去

(4) 制御盤の点検項目

- ア 制御盤の設置状態
- イ 制御盤の内部状態
- ウ 制御盤の作動状態
- エ 各表示灯の点灯状態
- オ 漏電遮断器の作動状態
- カ 保護継電器の作動状態
- キ 自動通報装置の作動状態

(5) 4月の点検時に実施する項目

- ア ポンプ仕様の確認
- イ 自動通報装置発信先の設定確認および変更
- ウ 自動通報装置の停・復電通報試験

- (6) 受託者は、日常点検業務を12回(1ヶ月に1回)実施すること。ただし、12回のうち1回は定期点検業務とし、その内容は次項によること。

5 定期点検業務

受託者は、定期点検業務として日常点検の項目に加えて、次の点検および作業を行い、その良否を判定して書面により報告すること。なお、否判定の事項については、その概要を特記事項として記載すること。

- (1) インターロック試験 (設定個所のみ)
- (2) ポンプ引上げ点検 (別表ポンプ施設概要で指定した箇所)
 - ア 外観確認および清掃
 - イ ケーシング内部の確認および清掃
 - ウ モーター室とメカニカルシール等の摩耗状態の確認
 - エ 主軸の状況確認
 - オ 羽根車の状態確認および清掃
 - カ オイルの状態確認および交換
 - キ ボルト類の緩み確認および増締め
 - ク ケーブルの膨張、劣化状態の確認

6 異常時等の措置

- (1) 受託者は、地震、台風等の災害および事故（以下「災害等」という。）又は設備の故障および異常（以下「異常等」という。）の発生に備え、業務従事者を緊急招集できる体制を整備し、書類により報告すること。
- (2) 受託者は、日常および定期点検業務の作業中に異常等を発見した場合、又は自動通報装置等で異常等が通知された場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、その原因、経過および被害の内容並びに措置状況について委託者に報告し、対応および復旧について委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 委託者が、汚水の溢水により市民生活に重大な支障を生じないように、災害等又は異常等に伴い緊急で出動を要請した場合、又は自動通報装置等で異常等の通知があった場合は、受託者は、速やかに体制を確保し、市民生活を守るよう最善を尽くし対応に当たること。なお、この場合に必要な経費については、甲乙協議の上決定する。
 - ア 必要な経費のうち、平日午前8時30分から午後5時15分の間に自動通報装置等による異常等の通知に対応した場合は除く。
- (4) 受託者は、災害等又は異常等に対応したときは、その原因、経過および内容並びに措置状況について記載した異常等対応報告書を提出すること。
- (5) 緊急を要しない施設の補修等は、原則として委託者の承諾を受けてから行うこと。

7 作業日等

- (1) 日常点検業務および定期点検業務の作業日等は、原則として次のとおりとする。
なお、災害等又は異常等に伴い緊急で対応する場合は、この限りではない。

作業日：月曜日から金曜日まで

作業時間：午前8時30分から午後5時15分までの間で、作業に必要な時間

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および年末年始とする。

- (2) 専門業者による点検や整備等で必要な場合は、休日や作業時間外においても作業の立会いを行うこと。

8 安全管理

受託者は、労働安全衛生法やその他関係法令および条例、規則を遵守し、労働災害の防止に努めること。

- (1) 受託者および業務従事者は、次の事項について遵守しなければならない。

ア 業務従事者は、作業上必要かつ適正な安全用具、保護具、作業服、作業靴等を使用および着用すること。

イ 作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、速やかに対処できるような対策を講じること。

ウ 現場の作業環境は常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検し、作業に従事する者の安全を図ること。

エ マンホール等に入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

オ 作業中は、常時、施設周辺の住民および通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、作業現場の保安対策を十分に講じること。

- (2) 事故が発生したときは、直ちに委託者および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。その通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査し、その結果を書面により直ちに委託者に届け出ること。

9 労務管理

- (1) 受託者は業務を遂行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保健法（昭和22年法律第50号）、その他関連法令を遵守すること。

- (2) 受託者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、業務従事者の労務管理に万全を期するとともに、業務の作業効率、作業能率の向上に努めること。

10 創意工夫

受託者は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心がけ、作業の効率化を図ること。

第3章 その他

1 従事者の態度等

受託者および業務従事者は、次の事項について遵守すること。

- (1) 業務を通じ広く社会に貢献しているということを念頭におき、職務に専念すること。
- (2) 業務の履行に必要な能力および情報等を積極的に習得するよう努めること。

2 教育および訓練

- (1) 受託者は施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育および訓練等を行うこと。
- (2) 受託者は労働災害を防止するため万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導、教育および訓練等を行うこと。

3 損害賠償および保証

- (1) 受託者は、下水道施設等に損害を与えたときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業に当たり、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧および賠償に全責任を負うこと。

4 住民との協調

受託者は、住民等からの要望、もしくは住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。

5 秘密等の保持

受託者は、業務の履行において知り得た情報を委託者の許可なく公表し、又は利用してはならない。

6 疑義等

本仕様書等に定めのない事項又は本仕様書等の解釈に関し当事者間に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、対応する。

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
1	八橋田五郎二丁目(雨水)	雨水	2.0	7.50	7.50	リ外	—	○	○	
2	寺内油田(1)	汚水	2.1	0.40	0.40	リ外	○	○	○	
3	寺内油田(2)	汚水	3.4	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
4	寺内大小路(1)	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
5	寺内大小路(2)	汚水	4.0	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
6	寺内大小路(5)	汚水	4.0	0.75	0.75	気泡式	○	○	○	
7	寺内高野	汚水	2.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
8	外旭川堂ノ前	汚水	4.1	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
9	外旭川字梶ノ目	汚水	4.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
10	外旭川小谷地	汚水	2.6	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
11	外旭川水口(1)	汚水	4.3	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
12	外旭川水口(2)	汚水	3.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
13	外旭川笹岡No. 1	汚水	4.7	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
14	外旭川笹岡No. 2	汚水	2.8	0.25	0.25	リ外	—	○	○	
15	外旭川三ノ堰	汚水	4.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
16	土崎港中央七丁目	合流	4.3	3.70	3.70	リ外+投込式	○	○	○	
17	土崎港南一丁目(1)	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
18	土崎港南一丁目(2)	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
19	土崎港南三丁目(1)	汚水	3.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
20	土崎港南三丁目(2)	汚水	3.2	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
21	将軍野東二丁目	汚水	3.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
22	将軍野南四丁目	汚水	5.5	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
23	将軍野南五丁目(1)	汚水	4.0	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
24	将軍野南五丁目(2)	汚水	4.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
25	将軍野向山	汚水	4.7	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
26	飯島長野中町	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
27	飯島水尻	汚水	3.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
28	飯島川端一丁目	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
29	飯島川端二丁目	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
30	飯島道東二丁目	汚水	4.0	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
31	飯島道東三丁目	汚水	4.0	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
32	飯島鼠田	汚水	5.6	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
33	飯島鼠田四丁目	汚水	3.0	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
34	飯島天ノ袋(1)	汚水	4.5	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
35	飯島天ノ袋(2)	汚水	3.8	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
36	飯島堀川	汚水	3.1	1.50	1.50	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
37	飯島堀川(2)	汚水	3.2	0.75	0.75	リ外	○	○	○	
38	下新城中野(1)	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
39	下新城中野(2)	汚水	6.8	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
40	下新城中野(3)	汚水	6.4	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
41	下新城中野(4)	汚水	4.9	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
42	下新城中野(5)	汚水	5.2	22.00	22.00	リ外	○	○	○	
43	下新城中野前谷地(1)	汚水	5.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
44	下新城中野前谷地(2)	汚水	3.1	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
45	下新城中野街道端(1)	汚水	4.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
46	下新城中野街道端(2)	汚水	3.2	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
47	横山金足線	汚水	6.5	5.50	5.50	リ外	○	○	○	
48	下新城長岡(1)	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
49	下新城長岡(2)	汚水	4.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
50	下新城長岡(3)	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
51	金足追分(1)	汚水	4.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
52	金足追分(2)	汚水	4.0	11.00	11.00	リ外	○	○	○	
53	金足追分(雨水)	雨水	5.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
54	金足小泉瀉向(1)	汚水	5.4	3.70	3.70	リ外	○	○	○	

別表 ポンプ施設概要

No.	ポンプ施設名称	種別	槽深さ [m]	電動機容量		制御方式	通報装置 の有無	引上点検 の有無	委託 対象	備考
				No. 1 [kW]	No. 2 [kW]					
55	金足小泉瀉向(2)	汚水	4.1	2.20	2.20	リ外	○	○	○	
56	金足小泉瀉向(3)	汚水	5.0	3.70	3.70	リ外	○	○	○	
57	金足小泉上前(1)	汚水	5.0	7.50	7.50	リ外	○	○	○	
58	金足小泉上前(2)	汚水	5.0	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
59	金足下刈(1)	汚水	3.6	1.50	1.50	リ外	○	○	○	
60	金足下刈(2)	汚水	3.7	3.70	3.70	リ外	○	○	○	

